○外務省告示第三十一号

平成二十八年一月二十二日にロゾーで、ドミニカ国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ国政府との間に行われた。

平成二十八年二月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　佐藤雅俊在ドミニカ国大使館参事官

ドミニカ国側　フランシーン・バロン外務・カリコム担当大臣

○文化庁告示第十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月四日

文化庁長官　青柳　正規

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡	平成二十一年文部科学省告示第六号	那須烏山市（栃木県） さくら市（栃木県）

○文化庁告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、京都府京都市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月四日

文化庁長官　青柳　正規

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
寺戸大塚古墳	平成二十七年文部科学省告示第三十八号	京都市（京都府）

○農林水産省告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県栗東市下戸山字小久保二二一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市膳所上別保町字別保谷七六〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字小峠九〇五六の七四、九〇五六の一六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小峠九〇五六の七四（次の図に示す部分に限る。）、九〇五六の一六四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町巣野俣字赤瀬平一四九四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市田瀬字上田瀬一七六の五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**